

(対策本部決定議案)
令和3年1月6日
施設関係各部

「緊急事態行動」による西東京市公共施設の利用時間について（方針）

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県において新型コロナウイルス感染症対策「一都三県 緊急事態行動」が示された。

住民への要請として「20時以降の不要不急の外出自粛」が示されたことから、市内公共施設の利用可能時間を下記のとおりとする。

記

1 市内公共施設の利用時間

原則、午後8時までとする。

※ 利用時間の区分設定（午後、夜間等）がある施設については、区分単位で定める場合もある。

2 上記利用時間とする期間

令和3年1月8日（金）から同月31日（日）まで

3 方針の見直し

国の緊急事態宣言の発令等、新型コロナウイルス感染症対策の内容等により、本方針は随時見直すものとする。

4 その他

施設利用に係る詳細は、各施設において定めるものとする。